

# 保健所をハブとする地域ネットワーク の構築

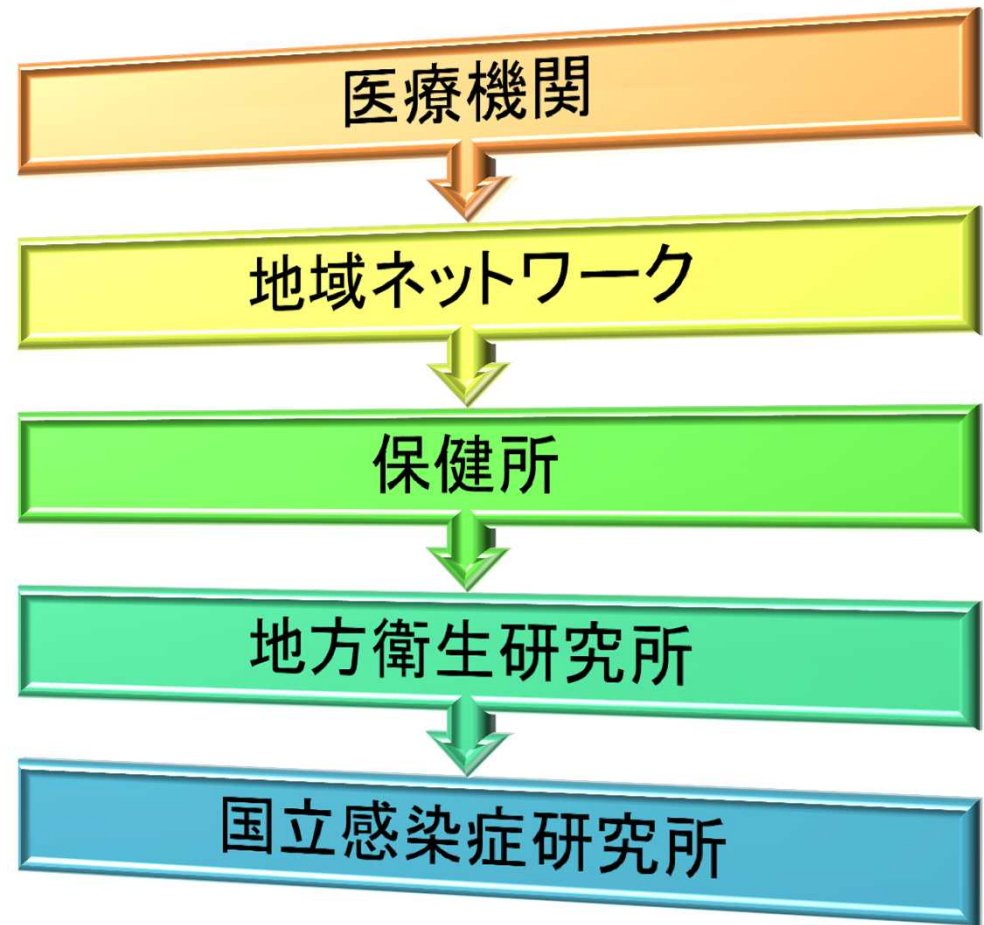
～吹田保健所管内院内感染対策連絡会議～

大阪大学医学部附属病院  
感染制御部  
朝野和典

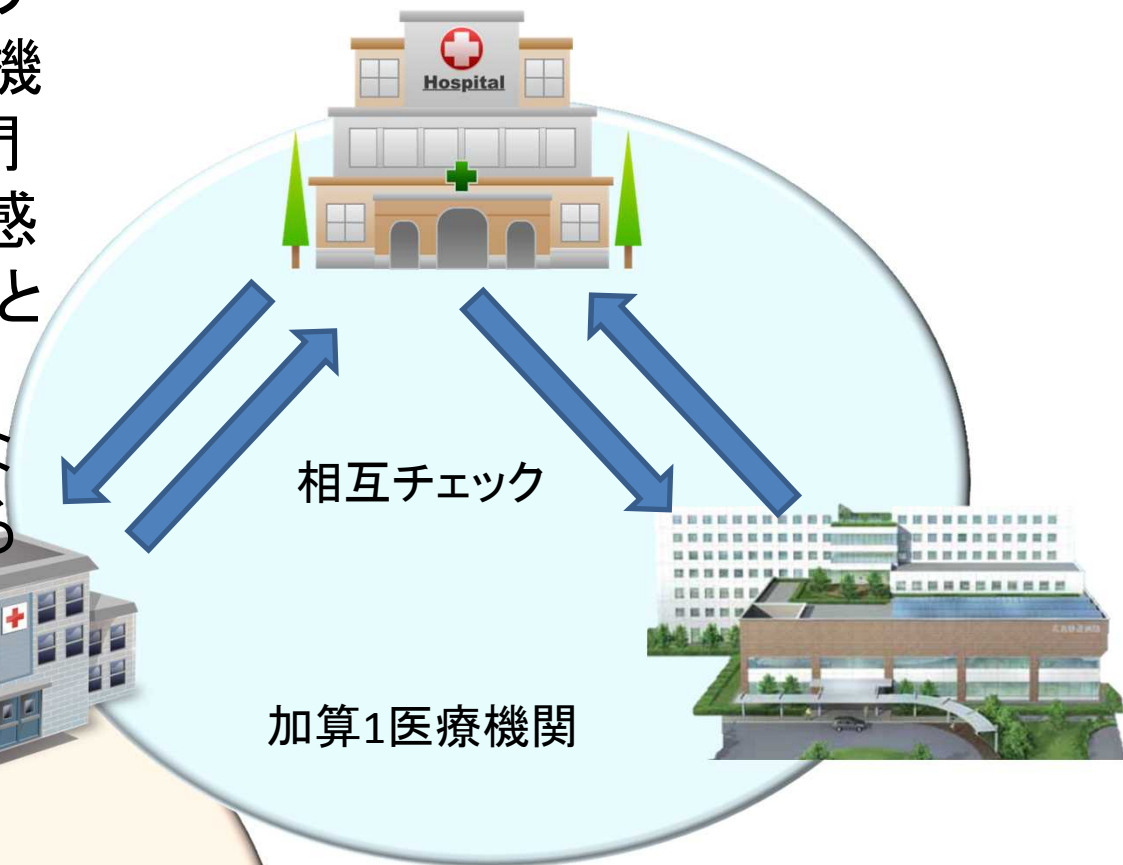
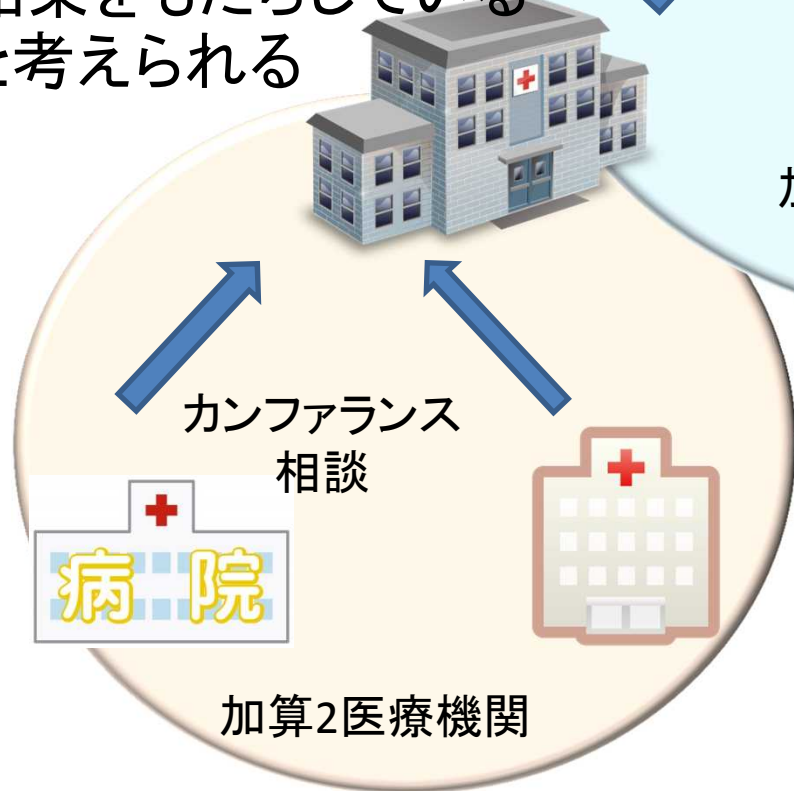
「院内感染対策中央会議提言について」(平成23年2月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡)

「医療機関における院内感染対策について」医政地発1219第1号. 平成26年12月19日.

- 緊急時に地域の医療機関同士が速やかに連携して各医療機関の対応への支援がなされるよう、医療機関相互のネットワークを地域において構築し、日常的な相互の協力関係を築くことが必要である。
- 地方自治体はそれぞれの地域の実状に合わせて、地域における院内感染対策のためのネットワークを整備し、積極的に支援することが必要である。



院内感染対策加算の導入は、多くの医療機関に感染対策の部門を整備し、体系的な感染対策を実施することを促し、日本の感染対策に発展に有益な結果をもたらしていると考えられる



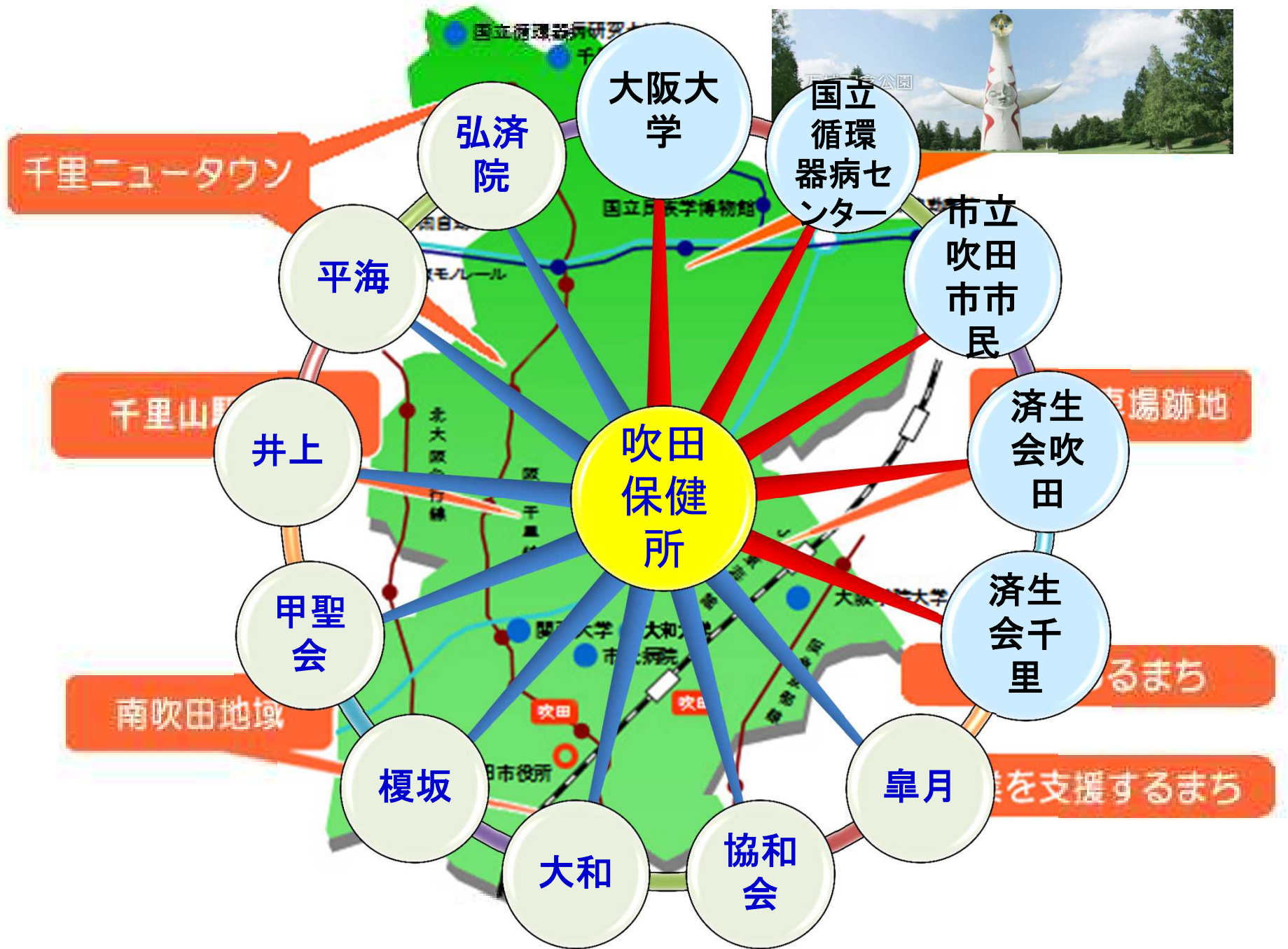
一方で、加算における地域連携は任意のネットワークの構築である。



「中央会議提言」や「院内感染対策について」で示されたより包括的なネットワークづくりが今後必要

# 地域包括的なネットワークの構築

- 加算に関わりなく、地域全体の包括的な医療機関によるネットワークの構築のためには、行政・保健所との連携が必須。
- 保健所は、院内感染対策では、監査・監督型ではなく、問題解決型、マネジメント型の役割が必要。
- このような組織であれば、「中央会議の提言」する地域全体の問題に迅速に対応できるシステムとなり得る。



# 吹田保健所管内感染対策連絡会議設置要綱抜粋

## (連絡会議の開催)一第3条

- 連絡会議は、概ね年2回開催する。

## (管内医療機関からの院内感染対策に係る相談・支援要請)一第4条

- 管内医療機関は、院内感染が発生、若しくは発生が疑われた場合、連絡会議に現状解析、原因分析及び改善策等の助言を要請することができる。
- 前項の要請窓口は、連絡会議事務局の大阪府吹田保健所とする。

## (支援チームの設置)一第5条

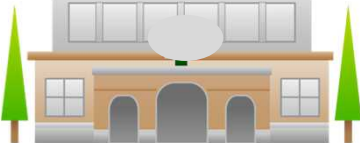
- 管内医療機関からの院内感染対策に係る相談、助言要請等に応じて現状解析、原因分析、改善策等を検討するため、必要に応じ支援チームを設置することができる。

# 吹田保健所管内感染対策連絡会議の活動

- 要綱には定めていないが、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査のときに、同期日に加算1医療機関同士の相互チェックを行う。（共同で行うのではなく、同日に別々に行う）
- この方式のメリットは、
  - ① 受診する医療機関は1回の準備で済む
  - ② 講評は保健所の講評終了後に行うため、病院長をはじめとする病院管理者にも改善点を伝えられる。
  - ③ 保健所職員も立ち入りとは別に同行し、院内感染の専門家と共にチェックをするので、感染対策の視点を養うことができる。
  - ④ ネットワークに参加する複数の加算1機関が参加するので、必ず4職種 of 感染管理専門家が参加することができる。

医療機関と保健所の連携だけでなく、感染対策として高齢者施設等とも連携し、かつ地方衛生研究所にも連携を広げ、包括的な感染対策を推進する

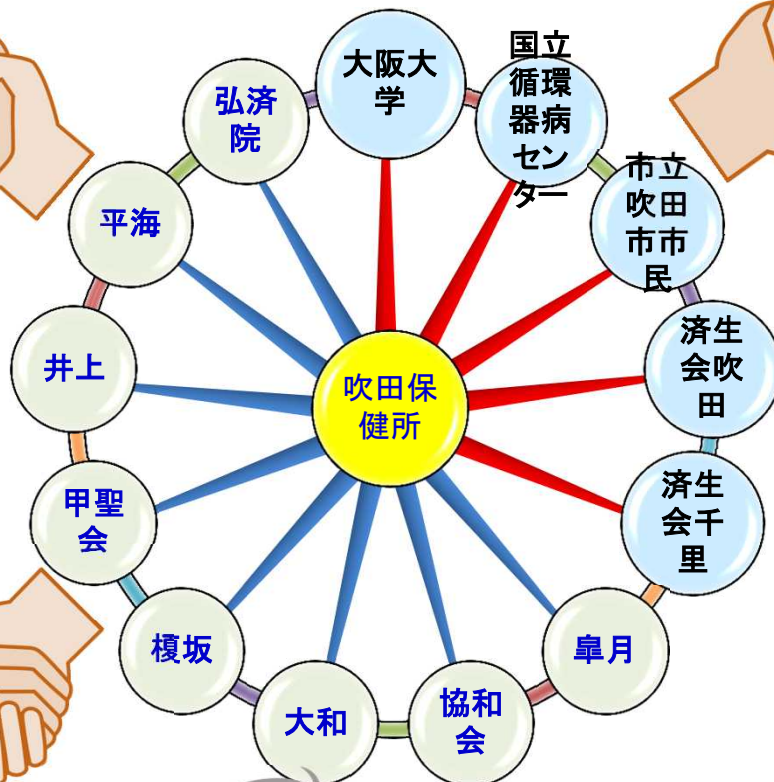
市役所



吹田市役所  
(福祉課)



大阪府公衆衛生  
研究所



高齢者施設



医療起案のみならず  
関連の高齢施設など  
にも、施設内感染対  
策などの教育・サ  
ポートを行う